

スマホ補償パック利用規約 新旧対照表

旧	新																
第1条（総則） 近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が別に定める<u>モバイルサービス契約約款 タイプd</u>およびスマホ補償パック利用規約（以下「本規約」といいます。）により「スマホ補償パック」サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。	第1条（総則） 近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が別に定める<u>モバイルサービス タイプd契約約款</u>およびスマホ補償パック利用規約（以下「本規約」といいます。）により「スマホ補償パック」サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。																
第2条（本規約の範囲、変更および通知） 本規約は、本契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。 <u>2 当社は、本規約を本契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、本契約者に通知または公表します。本規約の変更は、本契約者に通知または公表された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。</u>	第2条（本規約の範囲、変更および通知） 本規約は、本契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。 <u>2 当社は、本規約を変更することができるものとします。当社は本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。変更後の本規約の効力発生日以降に加入者が本サービスの利用を継続したときは、加入者は、本規約の変更に同意したものとみなします。</u>																
第3条（用語の定義） 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モバイルサービス</td><td>当社がモバイルサービス タイプ d 契約約款に基づいて提供するサービス。</td></tr> <tr> <td>モバイルサービス契約</td><td>当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。</td></tr> <tr> <td>モバイルサービス申込者</td><td>当社インターネット約款第4条に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。</td></tr> </tbody> </table> （略）	用語	用語の意味	モバイルサービス	当社がモバイルサービス タイプ d 契約約款に基づいて提供するサービス。	モバイルサービス契約	当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。	モバイルサービス申込者	当社インターネット約款第4条に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。	第3条（用語の定義） 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モバイルサービス</td><td>当社がモバイルサービス タイプ d 契約約款に基づいて提供するサービス。</td></tr> <tr> <td>モバイルサービス契約</td><td>当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。</td></tr> <tr> <td>主サービス加入者</td><td>当社インターネット約款第4条に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。</td></tr> </tbody> </table> （略）	用語	用語の意味	モバイルサービス	当社がモバイルサービス タイプ d 契約約款に基づいて提供するサービス。	モバイルサービス契約	当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。	主サービス加入者	当社インターネット約款第4条に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。
用語	用語の意味																
モバイルサービス	当社がモバイルサービス タイプ d 契約約款に基づいて提供するサービス。																
モバイルサービス契約	当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。																
モバイルサービス申込者	当社インターネット約款第4条に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。																
用語	用語の意味																
モバイルサービス	当社がモバイルサービス タイプ d 契約約款に基づいて提供するサービス。																
モバイルサービス契約	当社からモバイルサービスの提供を受けるための契約。																
主サービス加入者	当社インターネット約款第4条に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。																
第4条（本サービスの内容） 当社は、本契約者に対して、第11条（契約期間）<u>3項</u>に定める最低利用期間内は、第5条（端末交換サービスの内容）、第6条（セキュリティサービスの内容）に定めるサービスを提供し、第11条（契約期間）<u>3項</u>に定める最低利用期間以降は、第6条（セキュリティサービスの内容）に定めるサービスを提供します。 （略）	第4条（本サービスの内容） 当社は、本契約者に対して、第11条（契約期間）<u>第3項</u>に定める最低利用期間内は、第5条（端末交換サービスの内容）、第6条（セキュリティサービスの内容）に定めるサービスを提供し、第11条（契約期間）<u>第3項</u>に定める最低利用期間以降は、第6条（セキュリティサービスの内容）に定めるサービスを提供します。 （略）																
第5条（端末交換サービスの内容） 端末交換サービスは、登録端末に補償対象事故が生じた場合に、登録端末を交換端末と交換できるサービスとなります。 2 端末交換サービスを利用できるのは第11条（契約期間）<u>3項</u>に定める最低利用期間内において、2回までとします。	第5条（端末交換サービスの内容） 端末交換サービスは、登録端末に補償対象事故が生じた場合に、登録端末を交換端末と交換できるサービスとなります。 2 端末交換サービスを利用できるのは第11条（契約期間）<u>第3項</u>に定める最低利用期間内において、2回までとします。																
第19条（本サービスの変更） <u>当社は、当社の事情により、本サービスの変更ができるものとします。</u> （略）	第19条（本サービスの変更） <u>当社は、本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。</u> （略）																
附則（実施期日） この規約は、<u>平成30年10月2日</u>から実施します。	附則（実施期日） この規約は、<u>2022年2月21日</u>から実施します。																